

## 法令及び判例

(03/11)

### A.- 法令

#### I.- 現地法人(有限会社)の設立, その他( その二 )

##### f.- 書類の様式

会社設立の書類は公文書(**INSTRUMENTO PÚBLICO**=公証役場で作る)や私文書 (**INSTRUMENTO PARTICULAR**) で成文し、出資者のサインを受け、30日以内に商業登記所へ登録する。(**Art. 997, 998 e 1150**)

##### f.- 会社設立の出資者会議

出資者数が 10名以下は出資者会(**Reunião dos Sócios**)により、10名以上の場合は出資者総会 (**Assembleia**) で審議、決議した後、会社設立の議事録を 30日以内に商業登記所へ登録することにより設立完了となる。(**Art. 1072, art. 998 e art.1150**)

##### g.- 資本金 (CAPITAL SOCIAL)

資本金の払い込は現金や現物出資でもできる。(**ART. 1055 § 1º**)

応募した出資金額の払い込期限は、応募条件や会社設立の際に決められた支払い条件に従う。

現物出資の場合、現物評価の正当性について、全出資者が 5年間の連帯責任を負う。

サービスによる資本金の払い込は禁止されている。

##### h.- 出資金の持株 (QUOTA)の 証券

有限会社は、出資者の所持する金額を証明する証券を発行しない。

但し、各会社定款の資本金額項目に各出資者の出資金額と持株(QUOTA)数が記載される。

##### i. 持株の譲渡

1. 一定款に持株の譲渡に関する規定があるケース。  
定款に従う。

2. - 定款に持株譲渡に関する規定が無いケース。  
他の出資者へは自由に譲渡出来る。  
資本金の 4 分の 1 以上の反対が無ければ、出資者以外の者へも譲渡できる。(**Art. 1057**)

##### 3.- 有効性(VALIDADE DE TRANSFERÊNCIA)

持株譲渡の内容を記載した記事録を商業登記所へ登録することにより、対会社や第3者へ法的に有効となる。  
(ART. 1057 § ÚNICO)

j. 出資者の権利と責任

1. 一権利(art. 1021)

出資者は会社の帳簿、書類、資金状態や経営管理状況を何時でも審査できる点と、情報を受ける権利を持つ。

2. 一責任(Art. 1052)

出資者の責任は応募出資金額が限度となるが、会社資本金に未支払額がある場合、資本金額を限度として連帯責任がある。

注。

定款や法律違反等の場合、会社は法人格を逸失し、出資者や経営管理者へ連帯責任が発生する。例。労働債務や租税債務があるケース。(Art. 50 – Desconsideração da personalidade jurídica)

k. 会社の経営管理者(Administrador)

1. 一資格 (Capacidade - Art. 972)

民法上の全ての能力を持ち、商業業務 (atividades de empresário) へ携ることが禁止されていない人は会社の経営管理者へ就任できる。

2.- 定款の規定により出資者以外の人も経営管理者へ就任できる。(art. 1061)

i.- 経営管理者の任命と解任

1.- 定款による任命

a.- 資本金の一部未払金のある会社

全出資者の賛成を必要とする。(art. 1061)

b.- 資本金全額が支払い済

資本金の3分の2以上の出資者の決議による (Art. 1061)

2.- 解任

a.- 出資者が経営管理者の場合、資本金の3分の2以上の出資者の決議による。(Art. 1063, I)

**b.-** 出資者でない経営管理者の場合、資本金の 50%以上の出資者の決議による。

(Art. 1076, II com art. 1071, III)

**3.- 外国人の経営管理職への就任**

株式会社法(Lei n.º 6.404/76)の第 146 条の規定により、ブラジルに居住する者だけが会社の経営管理職へ就任できる。

注。

**a.-** 外国人の当国居住証明へは 永住ビザ(Visto Permanente)、外国人身分証明書(Cédula de Identidade de Estrangeiro)と納税者登録番号(CPF/MF)を所持しいること。

**b.-** 外国人が当国の会社経営管理者として就労出来る許可と永住ビザの供与に関する規則は Resolução Normativa 62, de 08/12/2004 do CNI- Conselho Nacional de Imigração do Ministério do Trabalho e Emprego を参照下さい。

次回へ続く

S.Paulo, 02/03/2011

Flavio T. Oshikiri